

姫 路 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 5 年 12 月

姫 路 市

は じ め に

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、人類の多くが免疫を持たないため、一旦発生するとヒトからヒトに容易に感染し、パンデミック（世界的大流行）を起こし、大きな健康被害を起こすと懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。これらが発生した場合には単なる感染症対策でなく、社会全体で取り組むべき危機管理として対応する必要があります。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備したものです。

2 取組の経緯

本市におきましては、平成21年4月メキシコで発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）がその後世界的大流行となる中、新型インフルエンザウイルスの特性が不明な時点での感染拡大防止のための対応は、「姫路市危機管理基本指針」及び平成19年に策定した「姫路市新型インフルエンザ（A/H5N1）対応マニュアル」に従って実施しましたが、低病原性であることが明らかになるにつれ、マニュアルどおりの対応では市民生活や社会活動に与える影響が過度になることなどが懸念されるようになりました。

このため、高病原性、低病原性の二者択一のマニュアルではなく、徹底対応から柔軟対応までの対策の選択肢を示し、新型インフルエンザの病原性や感染の拡大状況、また当該対応策を採用したときの市民生活への影響を総合的に勘案したうえで、状況に応じて対応策を決定できるよう、平成21年9月に「姫路市新型インフルエンザ対策計画」を策定いたしました。

3 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

さらに、本市は、特措法に基づき策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」等との整合を確保しつつ、平成21年9月に策定した「姫路市新型インフルエンザ対策計画」の考え方や取組を踏襲し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置いた上で、発生した感染症の特性を踏まえた対応ができるよう「姫路市新型インフルエンザ対策計画」を改訂し「姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民・関係機関の広範なご理解とご協力のもと、市民の皆様の健康と安全安心を守るため、全庁を挙げて新型インフルエンザ等対策に取り組んでまいります。

なお、本計画は最新の知見等を踏まえ、適宜見直しを図ってまいります。

目 次

1	目的	1
2	計画の位置づけ	
(1)	国、県の計画との関係	1
(2)	他の計画等との関係	2
3	基本方針	
(1)	社会全体での取り組み	2
(2)	自らの健康は自ら守る意識の醸成	2
(3)	重症化する可能性が高い者への対応	2
4	対策にあたっての基本的な考え方	
(1)	病原性・感染力に応じた適切な対策の実施	2
(2)	発生段階に応じた対応	2
5	主な対策の方針	
(1)	実施体制	4
(2)	情報収集・提供	4
(3)	予防・まん延防止	4
(4)	予防接種	4
(5)	医療体制	4
(6)	市民生活の安定の確保	5
6	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	
(1)	国、県、関係機関等との役割分担	5
(2)	本市の役割	7

7 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
(1) 基本人権の尊重	8
(2) 患者の個人情報保護	8
(3) 報道機関に対する情報提供	8
8 組織体制と所掌事務	
(1) 組織体制	9
(2) 班構成と各班の所掌事務	11
9 発生段階ごとの対策等の概要	
(1) 未発生期の対策	13
(2) 海外発生期の対策	15
(3) 国内発生早期（県内発生早期）の対策	17
(4) 国内感染期（県内感染期）の対策	19
(5) 小康期の対策	21

資料

(1) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部条例	1
(2) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部等設置要綱	2
(3) 感染症法第6条による類型分類	8
(4) 想定被害状況	9
(5) 用語解説	10
(6) 関係ホームページ	12

1 目的

新型インフルエンザ等※の感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるとともにピーク時の患者数となるべく少なくすることで患者が適切な医療を受けられるようにすることにより、市民の生命及び健康を保護する。

また、行政はもとより、市民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」第6条第7項に定める新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る)

2 計画の位置づけ

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に、本市職員が関係機関と連携の上、各々の役割分担を踏まえた迅速な対応を図れるように定めるものである。

(1) 国、県の計画との関係

国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」との関係は下記のとおりである。

【国】

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

発生の段階ごとに、対策の考え方、関係省庁の対応、省庁間の連携・協力等の方針が明記されている。



新型インフルエンザ等対策ガイドライン

各種対策について、取り組みの内容や方法、国、自治体、企業、家庭、地域等の役割分担等を具体的に示す、国民各層での取り組みを促すための指針。

【県】

兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画

国の行動計画やガイドライン等を踏まえ、発生段階ごとに、対策の考え方や方針等が明記されている。

【市】

姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画



府内各課対応マニュアル 及び 業務継続計画

(2) 他の計画等との関係

本計画は、「姫路市危機管理基本指針」、「姫路市健康危機管理要綱」及び「姫路市感染症対策実施要領」と整合性を図っている。

また、本計画等に基づき、各課では必要に応じて、対応マニュアルと業務継続計画を作成するものとする。また、医療については「姫路市新型インフルエンザ等医療指針」を策定し、病原性や感染の拡大状況、また当該対応策を採用したときの市民生活への影響を総合的に勘案したうえで、状況に応じて対応が取れるよう体制の整備を図る。

さらに、姫路地域の社会・経済活動への影響を最小限にとどめるため、関連する分野においては、民間事業所等の事業継続計画と適宜調整を図るものとする。

3 基本方針

(1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

(2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため市民に対して、十分な栄養と睡眠をとり健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、必要に応じてインフルエンザ等のワクチンの接種を行うなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

(3) 重症化する可能性が高い者への対応

新型インフルエンザ等に罹患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者などへの対応を重点的に行う。

4 対策にあたっての基本的な考え方

万一の場合の危機管理のための制度であるという特措法の性格を踏まえた上で、下記の考え方に基づいた対策を講じることとする。

(1) 病原性・感染力に応じた適切な対策の実施

本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生時において病原性や感染力が不明の場合もあることから、危機管理の原則に則り、強めの対策を取ることとし、国・県の法的規定・方針などを踏まえ、状況に応じた運用を行なうものとする。

(2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行なうことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

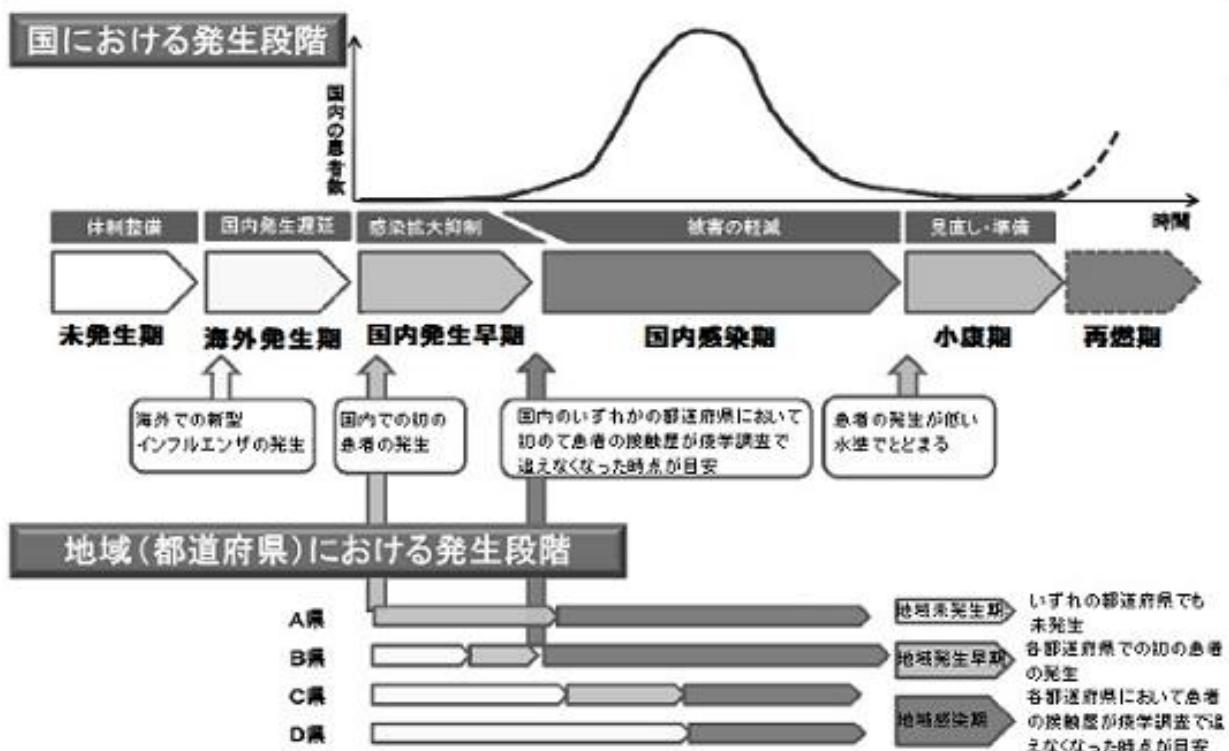
【発生段階】

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した初期状態 (県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)
国内発生早期 (県内発生早期)	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等が発生している状態
国内感染期 (県内感染期)	県内で新型インフルエンザ等の接触歴の不明な患者が複数発生した状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(参考1) 国において設定されている発生段階

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(参考2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については多くの議論があるが、政府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- ・国民の25%が流行期間（約8週間）に最盛期を作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話・看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、自らはり患していなくとも出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 主な対策の方針

市民に対する感染予防等の情報提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など市民の安全安心の確保を行うために以下の方針で取り組む。

※ (2) から (6) については、本市独自の考え方を加えた方針となっている。

(1) 実施体制

市長を本部長とした「市対策本部」を設置する。市対策本部は政府対策本部、県対策本部の基本の方針を基本としつつ、対策の方針を決定し、各班の対策の進捗状況の意見を聞き、状況に応じて選択して実行する。

(2) 情報収集・提供

サーベイランス体制を強化し、医療体制確立のための基礎資料とともに、診療に役立てる。一般住民のみならず、情報が行き届きにくい高齢者や障害者等の要援護者や外国人、観光旅行者に対し、対象者に応じた情報の内容、表現に留意し、関係機関及び団体と連携した情報発信を行う。また、市民の不安等に適切に対応できるよう相談センター等の相談窓口を開設する。

(3) 予防・まん延防止

県内発生早期に知事が発する「不要不急の外出自粛、学校等の休校措置、施設の使用制限等のまん延防止策」に対し混乱のない対応ができるよう各部署での対策を講じる。

(4) 予防接種

登録事業者等の特定接種の登録等への協力をう。

また、住民接種については、国が示す接種の優先順位を踏まえて、個別接種と集団接種を組み合わせた体制を構築し、ワクチン確保ができ次第市民への周知を図り速やかに接種を行う。

(5) 医療体制

感染拡大の状況に合わせた医療体制を整備し、適切な医療を確保する。

特に妊婦や小児、透析患者など基礎疾患有する者などへの医療の確保を目的とした医療体制を構築する。

(6) 市民生活の安定の確保

緊急事態宣言が行われた場合の要援護者への生活支援の体制を確保する。また、福祉施設（通所及び短期入所サービスに限る）の使用制限について、特に必要な状況と判断した場合は、施設の一部を開設する。

6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国、県、関係機関等との役割分担

【基本的な考え方】

国	①国際社会における国家としての事務 ②全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ③地方自治の基本的な準則作成 ④全国的な規模・視点で行う施策・事業
県	①広域的・専門的な対策 ②国と市町・市町間の連絡調整 ③市町の補完
保健所 設置市	①住民生活に直結する行政事務
指定（地方） 公共機関	①新型インフルエンザ等対策を実施
医療機関	①新型インフルエンザ等に対する医療を提供

【新型インフルエンザ等対策に係る主な役割　－未発生期－】

国	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備と政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表及び特措法の運用 ③指定公共機関の指定 ④ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討 ⑤抗インフルエンザウィルス薬、医療資機材の備蓄 ⑥通常の検疫体制 ⑦訓練の実施 ⑧国民への普及啓発 ⑨調査及び研究に係る国際協力 ⑩登録業者の指定
県	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備と県行動計画の作成 ・医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握）と必要な防護具の備蓄及び医療資機材の国への要請 ③指定地方公共機関の指定 ④抗インフルエンザウィルス薬備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種の実施体制整備 ⑦市町の対策支援 ⑧訓練の実施 ⑨県民への普及啓発

保健所 設置市	<ul style="list-style-type: none"> ①サーベイランスの収集・分析 ②情報収集・提供 ③発生に備えた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等の実施体制整備と市行動計画の作成 ・医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握）と必要な防護具等の備蓄及び医療資機材の国への要請 ④食料品、生活必需品等の提供体制の確保 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種及び住民の予防接種実施体制の整備 ⑦社会的弱者への支援体制整備（住民の生活支援） ⑧訓練の実施 ⑨市民への普及啓発
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ①業務計画の作成 ②訓練への協力・実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施 ③訓練への協力・実施 ④資機材の備蓄
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備

【新型インフルエンザ等対策に係る主な役割　－海外発生期から小康期－】

国	<ul style="list-style-type: none"> ①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究・連携 ④検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請） ⑤ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウィルス薬の流通調整・投与方針決定 ⑦在留邦人への対応 ⑧基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨対策本部設置 ⑩特定接種の実施 ⑪優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫埋火葬の特例制定 ⑬物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）
県	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥対策本部設置

県 (続き)	⑦入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設） ⑧抗インフルエンザウィルス薬の流通調整 ⑨特定接種の実施 ⑩社会活動制限の実施（外出自粛・使用制限協力要請） ⑪市町との情報共有 ⑫新型インフルエンザワクチンの流通監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
保健所設置市	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥対策本部設置 ⑦疫学調査等の実施 ⑧初期救急等一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑨消毒活動 ⑩特定接種及び住民の予防接種の実施 ⑪埋火葬の円滑実施 ⑫県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑬社会活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定（地方） 公共機関	①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る）
医療機関	①診療の継続 ②特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る） ③特定接種及び住民の予防接種への協力 ④知事の要請等に対する協力
登録事業者	①特定接種の実施 ②業務の継続
一般事業者	①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小。不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛

（2）本市の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国、県と連携し、保健所設置市としての役割を遂行する。

また、新型インフルエンザ等対策を遂行するためには、市民・関係機関の理解と協力が不可欠である。従って、計画の推進にあたっては、姫路市医師会、姫路薬剤師会、食料品、生活必需品等の提供関係事業者等の関係機関及び自治会を始めとする地域団体等と連携を密にし、協力・協働体制の確保に努めるとともに、医療関係者との連絡会議や訓練を行い、発生時に備えるものとする。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、検証を加えることにより、将来の計画見直しへの活用を図る。

7 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本人権の尊重

本市は、緊急事態宣言がなされ、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等が行われた場合には、基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行われるよう協力する。

また、市民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない措置であることを前提として、十分な説明を行い理解を得るよう努める。

(2) 患者の個人情報保護

感染症法は、第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取り扱うことが必要である。

また、患者の発生情報は、医療機関から県健康福祉事務所又は保健所設置市の保健所を経て確定するため、患者の在住若しくは勤務している地域の保健所若しくは県庁との患者情報の共有が必要となる。この場合についても細心の注意を払い情報を取り扱う。

(3) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施にあたっては、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や患者が入院している医療機関名は、感染拡大を防止する上で必要性がある場合のみ公表する。

なお、情報提供にあたっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

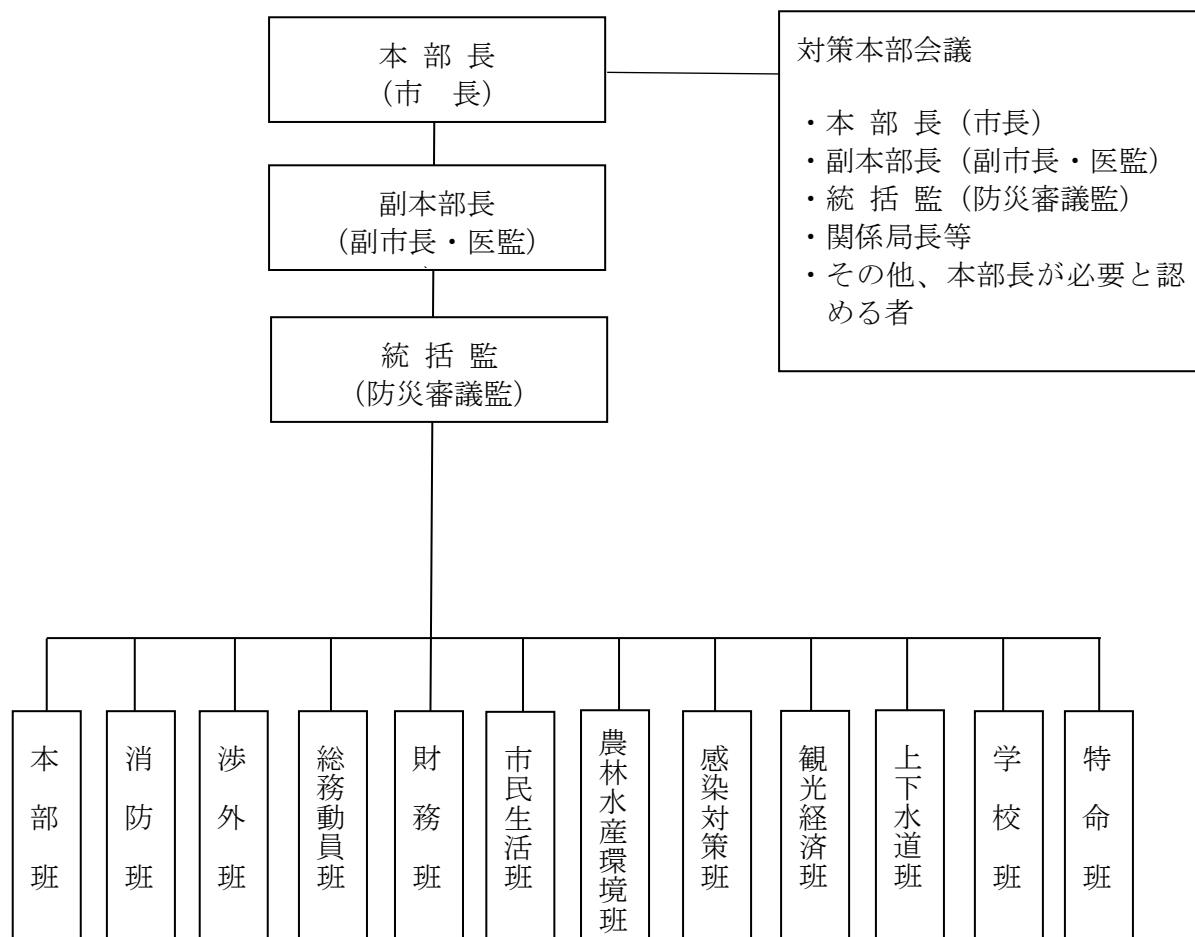
8 組織体制と所掌事務

(1) 組織体制

姫路市新型インフルエンザ等対策本部条例及び姫路市新型インフルエンザ等対策本部等設置要綱に基づき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、対策連絡会議、警戒本部、対策本部へと組織体制を変更していくものとする。

	姫路市 新型インフルエンザ 等対策連絡会議	姫路市 新型インフルエンザ 等警戒本部	姫路市 新型インフルエンザ 等対策本部
本部長 会長等	会長：医監 副会長：健康福祉局長、 保健所長	本部長：政策局を所管する副市長 副本部長：政策局を所管する副市長以外の副市長、医監、防災審議監、健康福祉局長	本部長：市長 副本部長：副市長、医監 統括監：防災審議監
構成員	関係部課長等	関係部長等	全局長等
設置 基準	○国外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生し、防疫、啓発等のため、市として体制を整備すべき必要性が生じた場合において、医監が必要と認めたとき	○国外で新型インフルエンザ等が発生し国内での発生が予想される場合において、政策局を所管する副市長が必要と認めたとき	○国内で新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき、又は、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたとき
主な 業務	○新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ○新型インフルエンザ等予防対策 ○新型インフルエンザ等に関するガイドライン、マニュアル等の再検討、調整 など	○新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ○新型インフルエンザ等感染予防対策 ○初期対応、まん延防止対策の準備措置 など	○新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ○保健、医療対策 ○予防、まん延防止対策 ○社会機能維持対策 など

【新型インフルエンザ等対策本部の組織構成】



(2) 班構成と各班の所掌事務

各班に共通する所掌事務

- 1 各課における業務継続に関すること。
 - 2 所管する業務に関する事項の情報収集及び取りまとめに関すること。
 - 3 各班相互及び班内の連絡調整に関すること。
 - 4 所管施設の使用制限に関すること。
 - 5 来庁者の感染対策に関すること。
 - 6 各課における職員の感染防止対策に関すること。
 - 7 各班の職員の動員及び配置等に関すること。
 - 8 所管施設における感染対策の実施に関すること。
 - 9 各班の備蓄資器材等に関すること。
- ※新型インフルエンザ等対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各局は以下の事務を行うこと。

班の名称、班長等となる者、構成する組織及び所掌事務

	班長となる者	副班長となる者	構成する組織	事務分掌
本部班	危機管理担当理事	危機管理室長 福祉総務部長 市長室長 デジタル戦略室長	危機管理室 福祉総務課 広報課 デジタル戦略室	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の運営に関すること。 2 対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 本部長命令の伝達に関すること。 4 国、県等との連携に関すること。 5 情報収集、分析、周知に関すること。 6 食料品、生活必需品等の提供体制の確保に関すること。 7 市民に対する広報及び広聴に関すること。 8 報道機関への報道要請及び情報提供に関すること。 9 新型インフルエンザ等対策の記録に関すること。
消防班	消防局長	消防局次長 消防署長	消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等患者等の救急搬送に関すること。 2 救急搬送機能の維持に関すること。
涉外班	政策局長	企画政策室長 高等教育室長 ひめじ創生戦略室長 議会事務局次長	政策局(広報課及び危機管理室を除く。) 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県等との連絡調整に関すること。 2 市議会との連絡調整に関すること。 3 市長等との連絡調整に関すること。 4 隣接市町との連携に関すること。
動員総務班	総務局長	総務部長 職員部長	総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 2 職員の健康管理及び感染防止対策に関すること。
財務班	財政局長	財務部長	財政局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算の措置、確保に関すること。 2 資機材、燃料等の調達に関すること。 3 物資の輸送に関すること。 4 本庁舎内の衛生管理に関すること。
市民生活班	市民局長	市民参画部長 市民生活部長 生涯現役推進室長 人権推進部長	市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会等地域団体との連携に関すること。 2 地域イベント対策に関すること。 3 地域事務所、支所等での情報提供に関すること。 4 地域住民からの問い合わせ、相談、要望等に対する応対に関すること。 5 埋火葬に関すること。

	班長となる者	副班長となる者	構成する組織	事務分掌
農林水産環境班	農林水産環境局長	美化部長 環境政策室長 農林水産部長	農林水産環境局	1 清掃、消毒、防疫に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。 3 家きん類等の飼養施設の衛生管理に関すること。 4 風評被害に関すること。 5 坊勢漁港施設利用者への情報提供に関すること。
感染対策班	健康福祉局長 こども未来局長	保健医療部長 保健所長 長寿社会支援部長 生活援護室長 こども育成部長 教育保育部長	健康福祉局 こども未来局	1 計画全体の進行管理に関すること。 2 医療体制の確保、調整に関すること。 3 応急収容施設の確保、調整に関すること。 4 感染症情報の収集、分析、整理に関すること。 5 健康相談窓口に関すること。 6 医療物資の確保、調整に関すること。 7 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること。 8 感染症の予防に関すること。 9 衛生用品（マスク、消毒液等）の確保、調整に関すること。 10 予防接種に関すること。 11 要援護者対策に関すること。 12 食肉センターの衛生管理に関すること。
観光経済班	観光経済局長	観光文化部長 姫路城総合管理室長 商工労働部長 スポーツ振興室長	観光経済局	1 外国人対応の企画調整に関すること。 2 観光客（外国人も含む）対応に関すること。 3 観光イベント対策に関すること。 4 動物園の管理に関すること。 5 企業、事業者との連携及び企業事業継続支援に関すること。 6 姫路港、家島港港湾施設管理の支援に関すること。
上下水道班	上下水道事業管理者	水道部長	上下水道局	1 ライフライン（水道事業）の確保に関すること。
学校班	教育次長	教育総務部長 学校教育部長 生涯学習部長	教育委員会事務局	1 児童生徒等、職員の健康管理と報告に関すること。 2 学校園の臨時休業、部活動、行事等に関すること。 3 給食の安全確保に関すること。 4 学校園の衛生管理に関すること。 5 市立以外の教育機関との連絡及び調整に関すること。
特命班	本部長が指名するものとする。	本部長の承認を得て、班長が指名するものとする。	本部長の承認を得て、班長が定めるものとする。	1 本部長の特命事項に関すること。

9 発生段階ごとの対策等の概要

(1) 未発生期の対策

ア 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ① 発生が確認されていない状態
- ② 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

未発生期における対策の目的

- ① 発生に備えての体制の整備
- ② 国際的な連携の下に発生の早期確認

未発生期における対策の考え方

- ① 国・県等との連携
- ② 発生に備えた体制構築（訓練、人材育成等）
- ③ 市民への情報提供

イ 対策の内容

① 実施体制

- i 市行動計画の作成
特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。
- ii 連絡会議の開催
医監が必要と認めるときに連絡会議を開催する。

② 情報収集・提供

- i 国等を通じた情報収集
世界保健機関、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所及び兵庫県からの情報収集に努める。
- ii 平常時サーベイランス
定点医療機関からの発生報告、入院患者の報告、休業措置報告の把握を行う。
- iii 繙続的な情報提供
新型インフルエンザ等が発生した場合の対策などについて継続的に分かりやすく情報提供を行い、緊急事態宣言が行われた場合の活動制限についてあらかじめ理解を得るよう努める。

③ 予防・まん延防止

- i 個人における対策の周知
マスク着用、咳エチケット等基本的な感染対策について市民、企業に対し理解促進と実践ができるよう周知する。
- ii 学校・福祉施設等における対策の周知
学校・福祉施設等の職員への研修や啓発を行う。
- iii 医療機関等における対策の周知
通常の受診時からの感染防止行動の指導を徹底する。

④ 予防接種

i 予防接種体制の構築

特措法で定める特定接種については対象となる登録事業者の登録について、国が定める実施要領等に基づき周知を図る。

住民への接種については国が定める接種順位に従って速やかに接種が行えるよう姫路市医師会の協力を得て体制の整備を行う。

⑤ 医療体制

i 検査実施体制整備

発生時のウイルス検査（P C R 法等）が実施できるよう国立感染症研究所、県立健康生活科学研究所との連携を強化すると共に職員の技術向上を図る。

ii 個人防護具等の準備

患者の疫学調査などの初動対応に必要な個人防護具など資材等の在庫状況を把握し、備蓄に努める。

iii 情報共有体制の整備と確認

感染期において、重症患者の迅速な入院治療を実施するため県及び姫路市医師会と連携し、空床情報等を把握し関係機関で情報が共有できるよう体制の整備をする。

⑥ 市民生活の安定の確保

i 事業所の感染対策準備の周知

事業者に対して、職場における感染対策及び対策に必要な資材等の備蓄や事業継続計画を作成する等の対応が取れるよう周知する。

ii 食料品、生活必需品等の供給体制の確保

食料品や生活必需品販売業者の供給体制を把握するなどの情報収集に努め、供給体制の確保に努める。

(2) 海外発生期の対策

ア 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ① 海外で人から人への持続的感染が発生した状態
- ② 国内では新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び隣接府県では発生していない状態

海外発生期における対策の目的

- ① 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見

- ② 市内発生に備えて体制の整備

海外発生期における対策の考え方

- ① サーベイランスの強化

- ② 市内発生に備えた体制構築

- ③ 積極的な情報収集と的確な情報提供

イ 対策の内容

① 実施体制

i 市警戒本部の設置

国外で新型インフルエンザ等が発生し、国内での発生が想定される場合において、政策局を所管する副市長が必要と認めるときに警戒本部を設置する。

ii 市対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき、又は、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたときに対策本部を設置する。

② 情報収集・提供

i サーベイランスの強化

国からの通知により平常時のサーベイランスに加え、インフルエンザ患者の全数把握や大学、社会福祉施設等の集団発生の把握などを行う。

ii 相談窓口の設置

生活など広範な相談に対応できる相談窓口や受診方法などについて相談できる相談センター等を開設する。

iii ホームページ、新聞等での情報提供

新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等をホームページ、新聞等報道機関を通して情報提供する。また、情報入手が困難な外国人、視聴覚障害者等情報弱者に対して、情報を記号や絵で表現する等の対応をする。

③ 予防・まん延防止

i 個人における対策の普及

咳エチケット、マスク着用、手洗い・うがいの励行、人ごみを避けるなど基本的な感染対策の徹底を呼びかける。

ii 患者・濃厚接触者への対応準備

感染症法に基づく疫学調査、入院措置及び接触者の健康調査の準備を行う。

iii 学校、施設等への社会活動制限準備

県内発生に備えて学校等及び福祉施設に対し、感染防止策の徹底と社会活動制限がなされた場合の対応について準備するよう呼びかける。

④ 予防接種

i 特定接種の実施への協力

国が実施する登録事業者への特定接種について、国が定める接種順位により接種が円滑に行われるよう協力する。

ii 住民接種の検討

国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種の準備を開始した場合に、接種体制の準備を行う。

⑤ 医療体制

i 外来準備

姫路市インフルエンザ等医療指針により準備している医療機関において外来診療を行う。

ii 相談センター設置

受診に関する相談を行う相談センターの体制の強化について準備する。

iii 院内感染対策励行

院内感染を防止するための感染防止策を励行する。

iv 空床情報収集・共有システム準備

重症患者の迅速な入院治療を実施するための空床情報収集・共有システムが迅速に機能するよう準備する。

⑥ 市民生活の安定の確保

i 職場での感染対策の徹底周知

職場で感染防止策として咳エチケットの徹底・マスクの着用、手洗い・うがいの徹底を行うと共に、従業員の健康状態を把握するよう呼びかける。

(3) 国内発生早期（県内発生早期）の対策

ア 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ① 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、疫学的関係性のない患者が発生していない状態

国内発生早期（県内発生早期）における対策の目的

- ① 市内での感染拡大をできる限り抑制
② 患者に適切で迅速な医療を提供
③ 県内発生に備えて体制の整備

国内発生早期（県内発生早期）における対策の考え方

- ① 感染拡大の防止
② 適切な医療の提供

イ 対策の内容

① 実施体制

i 市対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき、又は、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたときに対策本部を設置する。

② 情報収集・提供

i サーベイランスの強化

県内未発生期に引き続き、インフルエンザ患者の全数把握、学校等での集団発生状況等の情報を収集する。

ii 相談窓口の強化

患者発生数の増加に備え相談センターの体制を強化する。

iii ホームページ、新聞、広告等で情報提供

感染拡大の防止に向けた情報を積極的に提供し、市民の不安や混乱が最小限になるよう努める。

③ 予防・まん延防止

i 患者・濃厚接触者への対応

感染症法に基づく疫学調査と接触者の健康調査を行い感染の拡大防止に努める。

ii 緊急事態宣言実施時の不要不急の外出自粛等の周知

感染が拡大するなどし、緊急事態宣言がなされたときに不要不急の外出自粛が要請された場合の対応について準備できるよう周知する。

iii 学校保健安全法に基づく学校の臨時休業

学校等で患者の発生があった場合は学校保健安全法に基づき休業措置を行う。

発生状況に応じた対策

- ・ 不要不急の外出自粛要請
- ・ イベントの中止・延期要請
- ・ 通所及び短期入所施設の使用制限要請
- ・ 特に必要な場合の福祉施設（通所及び短期入所に限る）でのサービスの提供
- ・ 学校等の臨時休業

④ 予防接種

- i 優先順位による住民接種の広報の徹底
優先接種順位や接種予定場所などを市民へ広報し、予防接種が混乱なく円滑に行えるよう努める。
- ii 住民接種の準備及び実施
予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備及び実施。
- iii 予防接種に関する相談
予防接種に関する様々な相談に対応できるよう準備し、対応を開始する。

発生状況に応じた対策

- ・特措法第46条に基づく予防接種の準備と実施

⑤ 医療体制

- i 患者に対する積極的疫学調査
感染症法に基づく疫学調査、入院措置を行う。
- ii 相談センターにおける受診相談の強化
受診に関する相談を行う相談センターの体制を強化し、市民が混乱なく受診できるよう努める。
- iii 重症化する可能性の高い者への医療の確保
新型インフルエンザ等に罹患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患有する者などへの医療が円滑に行われるよう姫路市医師会と体制の確認を行う。
- iv 感染症指定医療機関での入院治療
新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、感染症法に基づき、感染症指定医療機関への入院措置を行う。

発生状況に応じた対策

- ・専用外来による診察
- ・空床情報収集・共有システム開始

⑥ 市民生活の安定の確保

- i 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始要請
事業所での安定的な業務継続のため従業員の健康管理の徹底と、感染対策の開始に取り組むよう呼びかける。

発生状況に応じた対策

- ・ライフラインなどの安定供給
- ・食料品等の緊急物資の流通体制の確保
- ・必要な場合には、埋葬・火葬の特例実施

(4) 国内感染期（県内感染期）の対策

ア 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ① 県内又は隣接府県で、複数の疫学的関係性のない新型インフルエンザ等患者が発生している状態

国内感染期（県内感染期）における対策の目的

- ① 医療体制の維持
② 健康被害を最小限に抑制
③ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制

国内感染期（県内感染期）における対策の考え方

- ① 感染拡大防止から健康被害軽減に変更
② 適切な医療の提供

イ 対策の内容

① 実施体制

- i 市対策本部の継続
感染の拡大に対応するため対策本部を継続し、被害を最小限にしていく。

② サーベイランス・情報収集・提供

- i 学校等の集団発生の把握強化
全数把握から学校等の集団発生の把握と重症者・死者を把握する体制へと移行する。
ii 相談窓口の継続
患者数増加に伴う相談の増加に対応できるよう体制を強化しながら継続する。
iii ホームページ、新聞、広告等で情報提供
患者の急激な増加を抑制するため、感染に対する個人予防の徹底や発症時の対応方法について重点的に周知する。

③ 予防・まん延防止

- i 患者・濃厚接触者への対応
患者に対し入院措置を行わないため、症状が軽快しても感染力がなくなるまで外出しないよう呼びかけをする。
ii 緊急事態宣言実施時の不要不急の外出自粛等の周知
感染が拡大するなどし、緊急事態宣言がなされたときに不要不急の外出自粛が要請された場合の対応について準備できるよう周知する。
iii 学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業
患者の発生状況に応じて学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業を実施する。

発生状況に応じた対策

- ・不要不急の外出自粛要請
- ・イベントの中止・延期要請
- ・通所及び短期入所施設の使用制限要請
- ・特に必要な場合の福祉施設（通所及び短期入所に限る）でのサービスの提供
- ・学校等の臨時休業

④ 予防接種

i 住民接種の実施

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を行う。

ii 住民接種の広報・相談

優先接種順位や接種予定場所などを市民への広報の徹底と予防接種に関する様々な相談に対応する。

発生状況に応じた対策

- 特措法第46条に基づく予防接種の実施

⑤ 医療体制

i 基礎疾患有する者に対する医療体制の維持

患者発生の増加により、基礎疾患有する者への通常の医療が損なわれることのないよう姫路市医師会等と連携し医療体制を維持する。

発生状況に応じた対策

- 重症者への医療体制の強化
- 各医療機関での治療の拡充
- 臨時の医療施設の設置
- 県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の投与

⑥ 市民生活の安定の確保

i 事業者に対し、従業員の健康管理、職場における感染対策の徹底を要請

事業所での安定的な業務継続のため従業員の健康管理の徹底と、感染対策の強化に取り組むよう呼びかける。

発生状況に応じた対策

- 県の社会的活動制限へ協力
- 要援護者への生活支援実施
- ライフラインなどの安定供給
- 食料品等の緊急物資の流通体制の確保
- 必要な場合には、埋葬・火葬の特例実施

(5) 小康期の対策

ア 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ② 大流行は一旦終息している状況

小康期における対策の目的

- ① 市民生活及び市民経済の回復と流行の第二波への備え

小康期における対策の考え方

- ① 対策の評価及び見直し
- ② 第二波に備えた対策
- ③ 市民への情報提供

イ 対策の内容

① 実施体制

i 市対策本部の廃止

国・県の対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止する。

ii 第二波に備えた体制へ移行

状況に応じて第2波に備え警戒体制に移行するなど、適切に対応する。

また、対応記録を分析し、対応の評価や計画の見直しを行う。

② 情報収集・提供

i 平常時サーベイランスへ移行

学校等の集団発生の把握と重症者・死亡者を把握する体制から平常時のサーベイランスへと移行し、発生動向を把握する。

ii 相談窓口の縮小・廃止

市民からの問合せ状況を鑑みながら相談窓口の縮小・廃止を行う。

iii 情報提供の見直し

市民、関係機関からの問い合わせ内容を整理し、情報提供のあり方を見直す。

③ 予防・まん延防止

i 第二波に備えた対策の評価、見直し

予防・まん延防止策として行った対策の評価と見直しを行う。

④ 予防接種

i 住民接種の継続

流行の第2波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

発生状況に応じた対策

- ・特措法第46条に基づく予防接種の実施

⑤ 医療体制

i 平常時の医療体制へ移行

患者の発生状況を勘案し、平常の医療体制にもどす。

⑥ 市民生活の安定の確保

i 被害状況の確認と第二波に備えた業務の継続

県が行う事業者に対する被害状況等の確認や事業継続への支援に協力する。

資料

(1) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部条例	1
(2) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部等設置要綱	2
(3) 感染症法第6条による類型分類	8
(4) 想定被害状況	9
(5) 用語解説	10
(6) 関係ホームページ	12

(1) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、姫路市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

(2) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年姫路市条例第4号）に基づき、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止し、市民への健康被害及び市民生活への影響を最小限にとどめるための対策組織の設置及び対策組織における基本的な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第1号の新型インフルエンザ等をいう。

2 この要綱において「健康危機」とは、新型インフルエンザ等感染症により、市民の生命及び健康の安全が脅かされる事態をいう。

(対応組織)

第3条 健康危機の対応は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、次の組織が段階的に実施するものとする。

- (1) 姫路市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）
- (2) 姫路市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）
- (3) 姫路市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）

(連絡会議)

第4条 医監は、国外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生し、防疫、啓発等のため、市として体制を整備すべき必要性が生じた場合において、必要と認めたときは、連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる者をもつて充てる。

3 会長は、連絡会議の事務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

5 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、次に定める事項について協議し、実施する。

- (1) 健康危機の情報の収集及び共有化に関する事項
- (2) 対処方針の決定及び具体的な対応策の立案に関する事項
- (3) 対応策実施における役割分担に関する事項
- (4) 対応策の実施状況の評価及び分析に関する事項
- (5) 警戒本部の設置に関する提案の必要性に関する事項

6 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、連絡会議を解散する。

- (1) 警戒本部又は対策本部が設置されたとき。
- (2) 予想された健康危機が解消したと認められるとき。
- (3) 健康危機に関し、危機対策がおおむね完了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
- (4) その他会長が必要と認めるとき。

7 連絡会議の庶務は、健康福祉局保健所総務課において処理する。

(警戒本部)

第5条 政策局を所管する副市長は、国外で新型インフルエンザ等が発生し国内での発生が予想される場合において必要と認めるときは、速やかに警戒本部を設置するものとする。

2 警戒本部は、本部長、副本部長及び構成員をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 本部長は、警戒本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

5 警戒本部の会議は、本部長が招集し、第4条第5項に定める事項のうち、同項第5号を除く事項のほか、対策本部の設置に関する提案の必要性に関する事項について協議する。

6 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、警戒本部を解散するものとする。

(1) 対策本部が設置されたとき。

(2) 予想された健康危機が解消したと認められるとき。

(3) 健康危機に関し、危機対策がおおむね完了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。

7 警戒本部の庶務は、政策局危機管理室において処理する。

(対策本部)

第6条 市長は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合において、法第32条の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは直ちに、又は兵庫県の新型インフルエンザ等対策本部が設置され必要と認めたときは速やかに対策本部を設置するものとする。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表第3に掲げる者をもって充てる。

3 本部長は、対策本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代行する。

5 対策本部に班を置くこととし、班については次に定めるとおりとする。

(1) 班の名称、班長及び副班長となる者、構成する組織並びに事務分掌は別に定める。

(2) 対策本部の運営、新型インフルエンザ等対策の進行管理等を行うため、本部班を置くこととし、本部班長は危機管理担当理事をもって充てる。

(3) 本部班長は、政策局危機管理室、健康福祉局福祉総務部福祉総務課、デジタル戦略本部デジタル戦略室から本部班を構成する。この場合において、本部班長が必要と認めるときは、本部班に政策局市長室広報課を参画させるものとする。

(4) 本部班と各班との情報伝達を円滑にするため、本部班長は、副班長会議を開催することができる。

6 各班長を統括するため、対策本部に統括監を置くこととし、防災審議監をもって充てる。

7 対策本部の会議は、本部長が招集し、次の各号に定める事項を協議し決定する。ただし、本部長は、専門的な意見や協力を求めるため、別表第3に掲げる者以外に、必要に応じて、関係機関の対策本部会議への出席や意見を求めることができる。

(1) 新型インフルエンザ等の感染拡大防止にかかる対応方針の決定に関する事項

- (2) 新型インフルエンザ等の感染拡大防止のための対応方針解除の決定に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

8 本部員は、対策本部の決定事項について各班構成員に伝達指示するとともに、本部班と連携して、新型インフルエンザ等の感染拡大の防止に取り組むものとする。

9 本部長は、法第32条第5項の公示がされたときは、対策本部を解散する。

10 対策本部の庶務は、政策局危機管理室において処理する。

(連絡調整会議)

第7条 総括監は、本部班と感染症対策班との情報の共有化及び連絡調整のため、必要に応じて、本部班長及び本部班の構成員並びに感染症対策班長及び感染症対策班の構成員で組織する連絡調整会議を開催する。

2 連絡調整会議の庶務は、政策局危機管理室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

別表第1 連絡会議の構成員（第4条関係）

会長	医監
副会長	健康福祉局長、保健所長
構成員	健康福祉局福祉総務部長 健康福祉局保健医療部長 保健所副所長 政策局危機管理室長 健康福祉局福祉総務課長 健康福祉局地域福祉課長 健康福祉局障害福祉課長 健康福祉局監査指導課長 健康福祉局地域医療課長 健康福祉局高齢者支援課長 健康福祉局地域包括支援課長 健康福祉局介護保険課長 環境衛生研究所長 こども未来局こども総務課長 こども未来局こども支援課長 こども未来局こども家庭総合支援室長 こども未来局幼保連携政策課長 こども未来局こども保育課長 教育委員会事務局総務課長 教育委員会事務局健康教育課長 その他会長が必要と認める者

別表第2 警戒本部の構成員（第5条関係）

本 部 長	政策局を所管する副市長
副 本 部 長	政策局を所管する副市長以外の副市長、医監、防災審議監、健康福祉局長
構 成 員	政策局危機管理担当理事 こども未来局長 議会事務局次長 政策局企画政策室長 政策局危機管理室長 政策局危機管理室参事 総務局総務部長 財政局財務部長 市民局市民参画部長 農林水産環境局美化部長 健康福祉局福祉総務部長 健康福祉局保健医療部長 健康福祉局福祉総務部参事 健康福祉局長寿社会支援部長 健康福祉局生活援護室長 保健所長 こども未来局こども育成部長 こども未来局教育保育部長 観光経済局観光文化部長 観光経済局姫路城総合管理室長 観光経済局商工労働部長 観光経済局スポーツ振興室長 都市局まちづくり部長 建設局道路管理部長 上下水道局水道部長 消防局次長 教育委員会事務局学校教育部長 教育委員会事務局生涯学習部長 その他本部長が必要と認める者

別表第3 対策本部の構成員（第6条関係）

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長、医監
本 部 員	危機管理監 技術管理監 技術審議監 生活審議監 スポーツ監 教育長 代表監査委員 政策局長 高等教育担当理事 総務局長 財政局長 市民局長 農林水産環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 観光経済局長 都市局長 建設局長 会計管理者 デジタル戦略本部副本部長 上下水道事業管理者 消防局長 議会事務局長 教育次長 その他本部長が必要と認める者

(3) 感染症法第6条による類型分類

一類感染症 (第2項)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そうなど	
二類感染症 (第3項)	結核、重症急性呼吸器症候群（S A R S）、鳥インフルエンザ（H 5 N 1）など	
三類感染症 (第4項)	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢など	
四類感染症 (第5項)	E型肝炎、エキノコックス症、狂犬病、鳥インフルエンザ（H 5 N 1 を除く）など	
五類感染症 (第6項)	日本脳炎、破傷風、風しん、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）など	
新型インフルエンザ等感染症 (第7項)	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
指定感染症 (第8項)	既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。	
新感染症 (第9項)	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。	

(4) 想定被害状況

この計画の策定にあたり、国が想定した人的被害を元に算出した姫路市的人的被害は、以下のとおりである。

なお、この想定は、スペインインフルエンザの被害状況を元に、同レベルの新型インフルエンザが発生し、必要な対応が行われなかった場合の被害を想定したものである。

項目	市の想定	県の想定	国の想定
① 罹患割合	25%が罹患する。	同 左	同 左
② 外来受診患者数	約5.6万～ 約10.8万人	約56万～ 約108万人	約1,300万～ 約2,500万人
③ 入院患者数	約2,300～ 約8,800人	約23,000～ 約88,000人	約53万～ 約200万人
④ 死亡者数	約700～ 約2,800人	約7,000～ 約28,000人	約17万～ 約64万人

※1 兵庫県人口・姫路市人口調査により試算

(参考) 平成25年10月1日推計人口(概数)

兵庫県 555万6,788人 姫路市53万5,783人

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致死率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザで致死率2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

(5) 用語解説

○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A、B及びC型の3型に分類されている。A型インフルエンザウイルスはさらに、そのウイルスの表面にあるヘマグルチニン（赤血球凝集素：HA）とノイラミニダーゼ（ノイラミン酸分解酵素：NA）という2つの糖たんぱくの抗原性の違いにより亜型に分類される。現在、HAの亜型はH1～H16、NAの亜型はN1～N9が知られている。

現在でも、人の間でインフルエンザの流行を起こしているのは、A香港型（H3N2）、Aソ連型（H1N1）及びB型ウイルスである。

○ 疫学調査

感染症の発生に際し、原因の究明を行うとともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行う調査のこと。

○ 応急収容施設

新型インフルエンザの感染が拡大し、患者を入院させる医療機関が満床となった場合に、臨時的に患者を収容して治療させる施設のこと。ホテルなど宿泊機能が整った施設が望ましいとされている。

○ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に基づき、新感染症、一類及び二類感染症等の入院を担当する医療機関のこととで、3種類ある。

【特定感染症指定医療機関】 新感染症、一類・二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

【第一種感染症指定医療機関】 一類・二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

【第二種感染症指定医療機関】 二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○ 高病原性

病原性とは、感染性のある微生物（細菌・ウイルス等）が宿主（ヒト・トリ・ブタ等）に感染したときに病気を起こすかどうかを意味し、病原体が感染時にどのくらい感染症を起こしやすいか、また発病時にどのくらい重症化しやすいか、を表す。毒力は強弱または高低で表され、毒力の高い（強い）病原体のことを高病原（強毒）性と呼ぶ。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、感染症法に基づき、定期的な感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析（感染症流行予測）が行われている。

○ WHO (World Health Organization. 世界保健機関)

人類の健康を守るために、国連に設置された機関。本部はスイスのジュネーブ。

世界で6地域に地域事務局があり、日本は、西太平洋地域事務局に属する。

新型インフルエンザにおける役割は、世界におけるフェーズの決定、発生国の状況把握及び調査やパンデミックワクチン、プレパンデミックワクチンの開発などである。

○ 専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザ等が疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

○ 相談センター

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行う健康福祉事務所（保健所）等。

○ 相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など、住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市町の窓口

○ 登録事業者

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○ 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に臨時に行われる予防接種のこと。登録事業者のうち医療の提供の業務、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者、対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員が接種対象となり得る。

○ 鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、人のインフルエンザウイルスとは異なるA型インフルエンザウイルスの感染症である。このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼ぶ。

近年、鳥から人への感染症が報告されている。人から人への感染が拡大し、ウイルス変異していくと高病原性の新型インフルエンザになる可能性がある。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

新型インフルエンザが世界的大流行を呈する状況。

(6) 関係ホームページ

インフルエンザ情報ホームページ URL

【姫路市】

- ☆姫路市ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/>
- ☆姫路市保健所ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/s50/hokensho.html>

【兵庫県】

- ☆兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課
<http://web.pref.hyogo.jp/shippeitaisaku/index.html>
- ☆兵庫県立健康生活科学研究所
<http://www.hyogo-iphes.jp/>

【 国 】

- ☆厚生労働省新型インフルエンザ関連情報
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kans_enshou/infuienza/index.html
- ☆厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報 (FORTH) <http://www.forth.go.jp/>
- ☆外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ☆国立感染症研究所感染症疫学センター
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ☆国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/index.html>

【海 外】

- ☆世界保健機関 (WHO) (英文) <http://www.who.int/csr/don/en/>
- ☆アメリカ疾病予防管理センター (CDC) (英文) <http://www.cdc.gov/>
- ☆国際獣疫事務局 (OIE) (英文) <http://www.oie.int/>